

## 様式第七（第6条関係）

### 確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年3月5日

2. 回答を行った年月日

令和3年4月2日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、建設工事の請負契約の締結をクラウド上で電子的に行うサービスを提供する。建設工事業者が本サービス契約者となり、本サービス契約者と本サービス契約者が施工する工事の施工体制を構成する請負業者が、本サービス利用者となる。

本サービス利用者間（本サービス契約者と請負業者間）における任意の建設工事請負契約の当事者のうち、請負工事を発注する本サービス契約者を『注文者』、請負工事を受注する本サービス利用者を『受注者』とした際の、建設工事請負契約の締結を、下記の事業手順により実現する。

- ①注文者は、本サービスのウェブサイトにアクセスし、メールアドレス・パスワードを入力して本サービスにログインする。
- ②注文者が本サービス上で所定の操作を行うと、注文書PDFが生成される。なお、注文書PDFは、注文者が入力した内容に基づき自動的に生成され、その内容・過程につき照会者の意思が介在する余地はない。
- ③照会者から、特定認証局である本サービスの技術基盤提供事業者（以下『技術基盤提供事業者』という）に対し、注文書PDFと共に、注文書PDFに対して当該注文者の情報に基づいた電子署名・タイムスタンプを付与する旨のリクエストが送信される。
- ④これを受けた技術基盤提供事業者より、当該注文者の電子署名及びタイムスタンプが付与された注文書PDFデータが返却され、照会者サーバー上に保存される。
- ⑤注文者は、本サービスのウェブサイト上で、契約の相手方である受注者に対し契約書作成、及び契約書への署名を促す通知（本サービスに登録された注文者のメールアドレス宛の通知、及び本サービスのウェブサイト上での通知機能）を行う。
- ⑥注文者は、本サービスのウェブサイトにアクセスし、メールアドレス・パスワードを入力して本サービスにログインする。
- ⑦受注者が、本サービスのウェブサイト上に生成された注文データ・注文書PDFを参照し、契約の相手方として注文の請負の操作を行うと、照会者から技術基盤提供事業者に対し、注文書・請書PDFと共に、注文書・請書PDFに対して当該受注者の情報に基づいた電子署名・タイムスタンプを付与する旨のリクエストが送信される。
- ⑧これを受けた技術基盤提供事業者より、当該受注者の電子署名及びタイムスタンプが付与された注文書・請書PDFデータが返却され、照会者サーバー上に保存される。注文者・受注者双方の操作により契約締結が完了。注文書・請書データ（PDF）は照会者のサーバー上に保存され、注文者・受注者双方が、本サービスにアクセスして閲覧・ダウンロード・印刷することが可能。

#### 4. 確認の求めの内容

照会者の提供する電子契約サービスが、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十三条の四第二項に規定する技術的基準を満たしていると考えてよいか。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供するサービスにおいては、①建設工事請負契約書をP D F ファイルとして閲覧、印刷を行うことが可能であると考えられること、②公開鍵暗号方式による電子署名又はタイムスタンプの付与の手続が行われることで、当該P D F ファイルが改ざんされていないことを証明することができるここと、③契約当事者による本人確認措置を講じた上で公開鍵暗号方式による電子署名の手続きが行われることで、契約当事者による契約であることを確認できると考えられることから、建設業法施行規則第十三条の四第二項に規定する技術的基準を満たすものと解される。